

墓じまいを考えるときに 知っておきたいこと

最近よく耳にする「墓じまい」とは、今あるお墓を解体・撤去し、使用权を返還することで、ご遺骨を別の場所に移して供養(改葬)する一連の手続きです。

2026年・春

VOL.
10

弁護士 内村 涼子先生 所属：東京弁護士会

弁護士と聞くと敷居が高い
と思われがちですが
お気軽にご相談ください！

経 歴

一橋大学法学部卒業
慶應義塾大学法科大学院修了
日比谷ともに法律事務所入所
2020年6月 日比谷晴海通り法律事務所設立

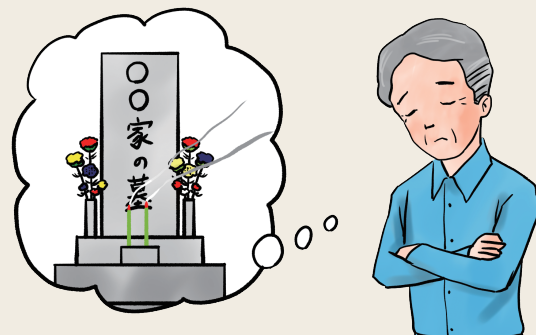
公的活動等

東京弁護士会常議員 (2014年度)
日本弁護士連合会代議員 (2014年度)
日本弁護士連合会司法調査室嘱託 (2014~2019年)
日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長
一般社団法人法曹養成ネットワーク理事



墓じまいが増えている理由

- お墓を継ぐ人がいない
(少子高齢化や未婚化により、お墓を守る人がいない)
- お墓の管理が大変
(遠方で墓参りが難しい、管理費や維持費の負担が大きい)
- 終活の一環として
(ご自身が亡くなった後、家族に負担をかけたくない、
または樹木葬や散骨を希望したい)



墓じまいをしないとどうなるの？

お墓を引き継ぐ方がいなくなると、墓地の永代使用权がなくなり、無縁墓として扱われます。墓石は管理者が撤去し、ご遺骨は無縁仏として合祀墓などに移されます。一度合祀墓に移されると、ご遺骨を取り出すことはできません。またこれらの費用はご遺族に請求されることがあります。ご遺骨の処分は法律で禁じられており、必ず別の形で供養する必要があります。

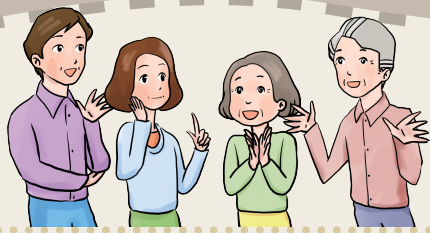
そもそもお墓は誰が継承するの？

お墓や仏壇などを引き継ぐ人のことを法律上「祭祀継承者」と言います。祖先の祭祀を主催する責任を負うとされます。

誰が引き継ぐという法律上の決まりはなく、生前に自分で（遺言などで）指定することができます。指定がない場合には、ご遺族で話し合って決めて構いません。話し合いがつかない場合には、慣習や家庭裁判所によって決められることとなります。

なお、墓地の管理規定等によって引き継げる人が決まっていることもありますので、事前に確認をするとよいでしょう。

墓じまいの一般的な流れ



墓じまいにかかる費用は、30万～300万円程度が目安です。家族やお寺とのトラブルを避けるため事前によく話し合いましょう。

このレターは、文京区社会福祉協議会(以下、文社協)で行った終活関連イベントにお越しいただいた方や、文社協の終活支援事業にお問い合わせいただいた方に送付しております。

配信停止をご希望の方は、文社協担当までご連絡ください。

文社協では、「文京ユアストーリー」という終活支援事業を行っております。

文京区にお住まいの高齢者の皆様が最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、定期的な連絡・訪問を行い、事前に一定の現金を文社協が預かることで、急な入退院時の支払い等のお手伝いや、死後の葬儀、家財処分等の死後事務の手続きを実施し、一体的にサポートする終活支援事業です。ご利用には、入会金と年会費、預託金(※もしもの時のために予め預かりしておく現金)が必要です。

対象となる方

- ※以下のすべてに該当する方を対象とします。
- ①文京区内に住む、原則70歳以上の方
 - ②明確な契約能力を有する方
 - ③身近に頼れる親族等がない方
 - ④生活保護を受給していない方

問い合わせ 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 文京ユアストーリー担当

TEL 03-5615-8851 FAX 03-5800-2966